

## 第5章 計画の推進に向けて

今後、本計画にもとづき、各種都市整備を着実に推進していくため、次のような取組により、将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めます。

### 1. 協働によるまちづくり

#### (1) 基本的な考え方

##### ① 市民、事業者、行政など多様な主体の連携による「協働のまちづくり」

人口減少や少子高齢化の進行、交通体系の変化、災害リスクへの懸念など、本市を取り巻く社会情勢が大きく変化するなか、まちづくりの課題は多様化しており、市民、事業者及び行政などが単独で解決していくことは年々難しくなっています。

このような状況において、まちづくりを円滑に進め、将来都市像を実現していくためには、多様な主体が適切な役割分担のもと、お互いが協力し進めていくことが重要です。

このため、市民等・事業者・行政がそれぞれの役割を再認識し、協働によるまちづくりの推進を図ります。

##### ② 地域特性に応じたエリアマネジメント\*の推進

本計画では、地域ごと異なる課題や特性に応じたまちづくりを推進していくこととしています。その実現のために、エリアマネジメント\*の考え方を取り入れ、地域の課題に対し、多様な主体が参画し、積極的にまちづくりに取り組むことを促します。

また、将来的には、個々の地域のエリアマネジメント\*が機能するとともに、各地域が連携した都市全体のまちづくりの推進体制を築くことを目指します。

## (2) 市民等・事業者・行政の役割

### ① 市民等の役割

市民1人1人が、まちづくりの担い手として、地域の現状・課題について自ら考え、行動することが求められます。

また、市民活動団体等は、それぞれの得意分野でまちづくり活動を展開し、地域に貢献していくことが求められます。

### ② 事業者の役割

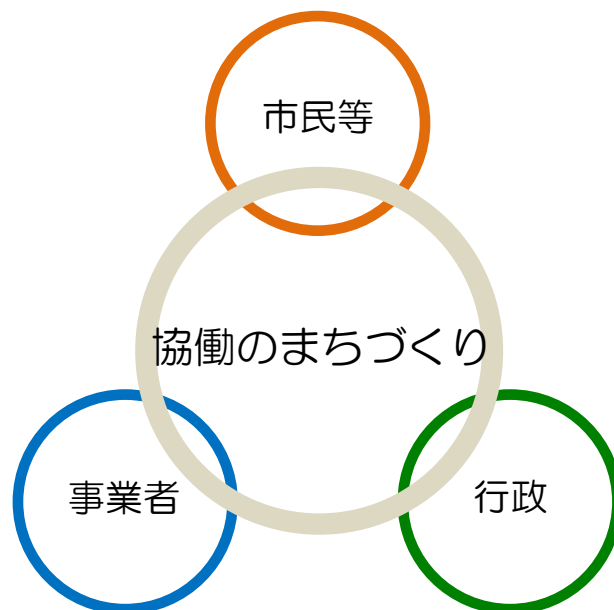
事業者は、地域社会を構成する一員として地域貢献の視点を持ち、事業活動などを通じて良好な都市空間の創出や保全に努めるなど、市民とともに責任をもってまちづくりに取り組むことが求められます。

### ③ 行政の役割

行政は、本計画に示す「4つの視点のまちづくり」や「まちづくりの分野別方針」にもとづき、土地利用や都市施設整備を図り、市民生活や都市活動を支えることが求められます。

## ■ 協働によるまちづくりのイメージ

- まちづくりへの理解
- 身近な地域づくりへの参加
- まちづくり活動の実践



- 事業活動等を通じて地域貢献
- 良好な都市空間の創出・保全への協力

- 都市の社会資本のマネジメントにより市民生活や都市活動を支援

### (3) まちづくりの推進

#### ① まちづくりに関連する多様な分野との連携

まちづくりに関連する医療・福祉、教育、防災など多様な分野の計画や各種事業との調整・整合を図りながら進めます。また、こうした行政内の連携強化に加え、公民連携を促進し「新しい公共」によるまちづくりを推進します。

#### ② 都市の社会資本の適切な整備・維持管理

市民の安全・快適な生活や都市活動を支えていくため、沼津市公共施設マネジメント計画\*の考え方にもとづき、将来の人口規模等に応じた公共施設の再編や都市基盤の適切な整備・維持管理を推進します。

また、日常の生活圏を支える生活利便施設\*については、立地適正化計画\*による居住誘導や都市機能誘導の考え方にもとづき、空き家・空き地の活用なども含めた適切な誘導に努めます。

#### ③ 効率的、効果的な都市整備の推進

まちづくりに係る各種事業については、本市の将来を見据えながら、整備の必要性や緊急性、事業化への熟度等の観点から優先順位を検討し、より効率的、効果的な都市整備を推進します。

また、多様化する市民ニーズへの対応や効率的な財政運用を実現するため、民間が有するノウハウなどが期待できる分野を中心に、積極的に民間活力の活用に努めます。

#### ④ まちづくりに係る多様な財源の確保

都市の社会資本の整備・維持管理や都市機能の誘導にあたっては、事業内容に応じて、プロジェクト・ファイナンス\*、まちづくりファンド\*等を活用するなど、まちづくりに係る多様な財源の確保に努めます。

#### ⑤ 国や県、周辺市町との協調によるまちづくりの推進

本市の市街地は周辺市町と連坦した広域都市計画区域\*を形成しているため、市街地の骨格である国道・県道などの交通基盤の整備や、津波・洪水などの防災対策では、国や県、周辺市町との協調によるまちづくりが必要となります。

今後、まちづくりを計画的かつ総合的に進めるため、これまで以上に国や県、周辺市町との連携や調整に努めます。

## 2. 計画の進め方

### (1) 推進体制の充実

都市計画マスタープランを適切に進捗管理し、実効性を高めていくため、都市計画マスタープランをマネジメントする組織や、テーマ別のまちづくり推進部会など今後のまちづくりを推進する体制の充実に努めます。

#### ①都市計画マスタープランをマネジメントする組織の役割と体制

マネジメント組織は、都市計画マスタープランに係る評価基準を検討し、計画全体の進捗を管理するとともに、テーマ別まちづくり推進部会の連携、医療・福祉、教育、防災など様々な分野別計画の調整、各種事業の優先順位付けなどを担います。

組織の構成は、行政、市民、事業者、有識者などを想定します。

#### ②テーマ別のまちづくり推進部会の役割と体制

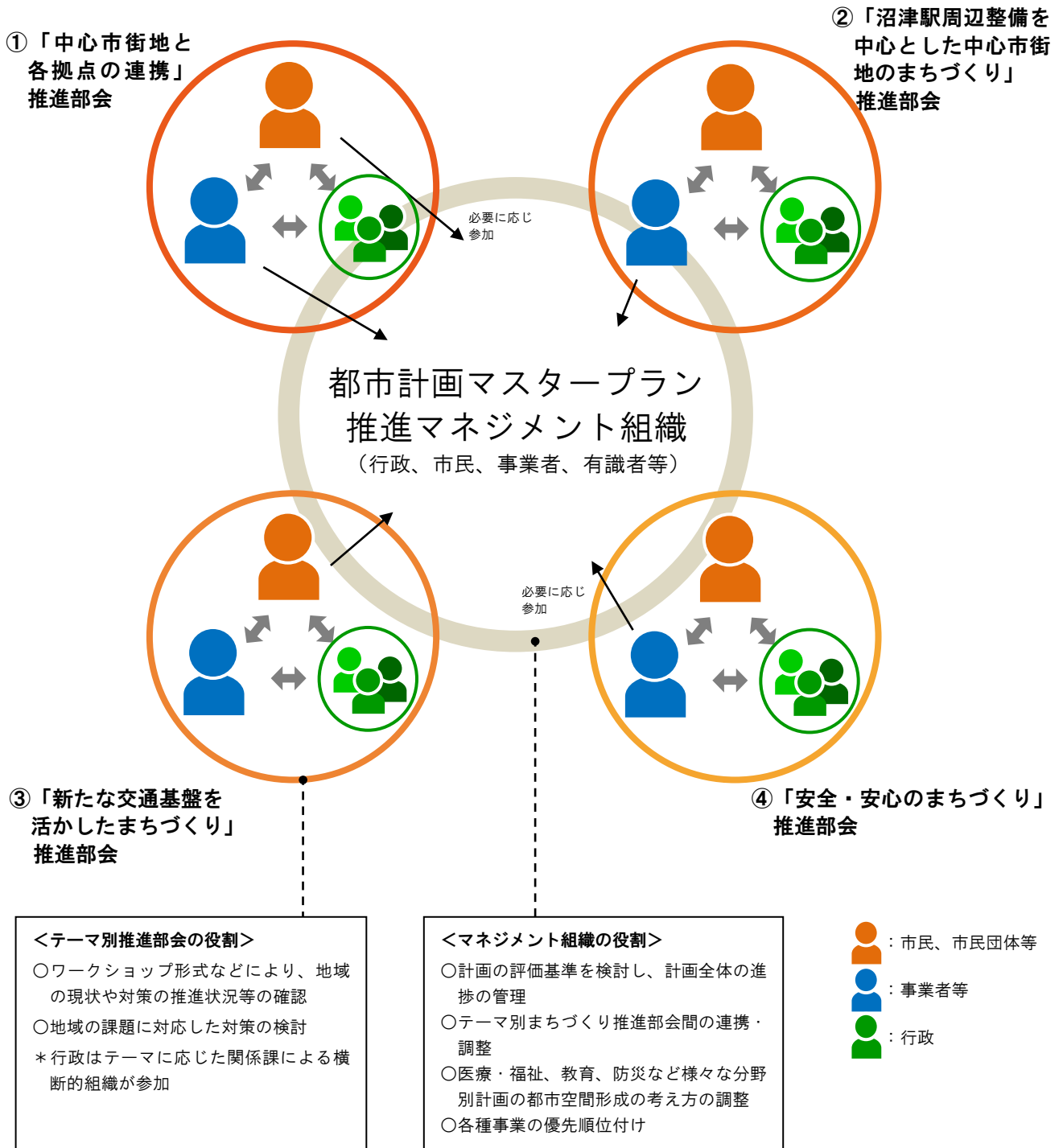
推進部会は、本市の今後のまちづくりにおける重要なテーマである「4つの視点のまちづくり」について、ワークショップ形式などにより、地域の現状や対策の推進状況等を確認し対策を検討するとともに、検討した具体的な内容の実現化を目指します。

推進部会の構成は、各テーマに関係する市民・市民団体や事業者、また本市においては都市計画分野だけではなく横断的に組織された庁内関係課を想定し、必要に応じて有識者やコンサルタントがこれをサポートします。

#### ■ テーマに応じた庁内の横断的検討体制のイメージ

まちづくりのテーマ	参加する庁内関係部局
①中心市街地と各拠点の連携	都市計画・医療・福祉・教育・地域自治 等
②沼津駅周辺整備を中心とした中心市街地のまちづくり	都市計画・建築・沼津駅周辺整備・商工・危機管理 等
③新たな交通基盤を活かしたまちづくり	都市計画・道路建設・商工・環境・農林農地 等
④安全・安心のまちづくり	都市計画・危機管理・建築・道路建設・河川・水産海浜・医療・福祉 等

■ マネジメント組織と推進部会の連携による、都市計画マスタープランの推進イメージ



(2) PDCAサイクルによる計画の適切な進行・見直し

将来都市像・将来都市構造の実現には、各種施策・事業等の計画的な実施が必要です。このため、P（計画）・D（実行）・C（点検）・A（評価・改善）サイクルにより、まちづくりの実施状況について評価し、計画の適切な進行管理に努めます。

なお、社会経済情勢の変化、まちづくりの各種制度の大幅な変更、本市の「総合計画」や静岡県が策定する「東駿河湾広域都市計画 都市計画区域\*の整備、開発及び保全の方針\*」等の改定があった場合には、必要に応じて本計画の見直しを行います。

■ PDCAサイクルによる計画の進行管理のイメージ

